

○厚生労働省告示第三百四十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十七日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第九中「アダリムマブ製剤」を「アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤」に改める。